

草木類の排出方法について

平成21年11月30日より、草木類の資源ごみ回収が始まりました。これまでも広報誌等で周知してまいりましたが、回収にかかる疑問等の声が寄せられており、その多くが「草木は燃えるゴミでは回収しないのか」という内容のものです。

スムーズに回収されるためには、次のことを守ることが大切です。

枯れた草木類



枯れ葉は指定ゴミ袋へ入れて、木枝は50cm以内の長さで束ねて出してください。

刈ったばかり(1~2週間以内)の草木類



木の葉は透明な袋(指定ゴミ袋以外)、木枝は1.5m以内の長さで束ねて出してください。(土、石、その他の物が混入した場合、回収されません。)

お問い合わせ／西原町役場 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

マリンタウンをキレイにしよう

ちゅら島清掃活動

参加者大募集!

連日賑わいをみせているマリンタウンの清掃活動を行います!

平成14年度からマリンタウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。また、6月26日には「うたの日コンサート」が予定されており、町内外から多数の方が参加されることが見込まれます。キレイな西原町でたくさんの人を迎えるために、マリンタウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃作業をしませんか?

■日 時 平成22年6月12日(土)
AM9:30集合 (AM11:30ごろ終了予定)

■集合場所 あがりティーダ公園

■活動内容 マリンタウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等
※ごみ袋及び飲み物等は、町民生活課で準備します。
※雨天及び雷注意報が発令された場合は中止とします。



お問い合わせ／西原町役場 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

6月は環境月間です!

環境月間
特集

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっております。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、
5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金です!



近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが増えています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町では、**ごみの不法投棄・不法焼却**が急激に増えており、これらを防止するため、パトロールなどを行っています。

野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)、いわゆる野焼きは(一部許可を除き)禁止されており野焼きをすると法律で罰せられます。

注: 地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×
これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為に当たり、有害物質発生の原因にもなりますので、野外焼却(野焼き)はやめましょう。

不法投棄の予防策(例)

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口にカギ・鎖を設けるなど進入されにくい環境を作る。
- 3 定期的に見回りするなど常に土地の状況を把握しておく。



しかし、自分の土地(財産)を守るのは所有者自身です。

「自分には関係ない」と知らない顔をするのではなく、地域の問題としてみんなで取り組むことが不法投棄・不法焼却を防止する最も有効な手段です。

お問い合わせ／西原町役場

●町民生活課☎945-5018 ●産業課(農地)☎945-4540 ●土木課(道路・河川)☎945-4415